

文京区都市計画審議会区民公募委員選考要領

制定 平成13年8月 2日 13文都計第370号

改正 平成15年3月 7日 14文都計第863号

改正 平成26年3月31日 25文都計第10381号

改正 令和3年5月19日 2021文都都第53号

改正 令和5年7月3日 2023文都都第335号

(目的)

第1条 この要領は、文京区都市計画審議会区民公募委員募集要領（文都計第265号。以下「募集要領」という。）第6条に規定する文京区都市計画審議会区民公募委員（以下「区民公募委員」という。）の選考について必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考に当たっては、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は都市計画部長、都市計画課長及び都市計画部長が指定した文京区都市計画審議会条例第7条に定める幹事2名、計4名で構成する。

3 委員長は、都市計画部長とする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、都市計画課長がその職務を代理する。

5 委員長は、委員会を代表し、選考に当たっての委員会の意見を取りまとめる。

(選考方法)

第3条 選考は、応募者から提出された申込書の内容及び作文の採点に基づき一次選考を行い、一定程度以上の得点の者に対し、面接による二次選考を行う。

(作文の審査)

第4条 作文の審査は、委員長が指定する3人の委員が行う。

2 前項の採点は、委員がそれぞれ、意欲度、理解度、表現力、論理性及び創造性の各項目について20点満点で評価し、その評価の合計得点を総合評価とし、委員一人100点満点合計300点満点の得点が、210点以上の者に対し、面接を行う。

3 前項の各項目の評価方針は、別表1のとおりとする。

(面接の方法)

第5条 面接は委員長が指定する3人の委員が行う。

2 前項の採点は、委員がそれぞれ、意欲度、理解度、表現力、論理性及び創造性の各項目について20点満点で評価し、その評価の得点を参考にして、総合評価を委員一人100点満点合計300点満点で行う。

3 前項の各項目の評価方針は、別表2のとおりとする。

(区民公募委員の決定)

第6条 委員会は、前条第2項の規定による面接の総合評価が210点以上の者から、申込書を参酌して区民公募委員を決定する。

2 委員会は、候補者（前項の規定により決定した区民公募委員を除く。）の中から、補欠者及び当該補欠者の順位を決定することができる。

3 区民公募委員に欠員が生じたときは、第2項の規定により決定した補欠者の中から、その順位に基づき選考を行い、区民公募委員を選定することができる。

別表 1

項目	評価の方針
意欲度	問題に対し積極的に取り組む姿勢が感じられること。
理解度	問題点をきちんと把握し認識していること。
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく書かれていること。
論理性	文章が論理的で、説得力に富んでいること。
創造性	広い視野で、先見性や創造性に富んでいること。

別表 2

項目	評価の方針
意欲度	問題に対し積極的に取り組む姿勢が感じられること。
理解度	問題点をきちんと把握し認識していること。
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく発言できること。
論理性	発言が論理的で、説得力に富んでいること。
創造性	広い視野で、先見性や創造性に富んでいること。